NEWSLETTER

番外編

子ども兵士

【目　次】

子ども兵士とは　1
元子ども兵士の声：殺すか殺されるか　2
ICRCは子どもを守るために何をしているの？　3
未成年の責任能力　4
収容所の中の子どもたち　5
戦場に連れていかれる少女たち　6
家族の再会支援　7
Q&A / 日本における取り組み　8

「子ども兵士」とは：

強要されて、または、自らの意思によって、軍や武装グループの一員となり戦闘に参加する子どもたちを指します。少年のみならず、少女も含まれます。紛争下の子どもたちは常に暴力行為と隣り合わせで、自分や家族がいつ巻き込まれるか、不安な日々を送っています。両親を亡くしたり、家族と離ればなれになってしまった子どもにとって、武装グループに加わることは、誰かに守られて生き残るための手段となっていることもあります。

一度戦場を経験した子ども兵士は、武器を置いた後も長い間、肉体的・精神的苦しみにさいなまれます。教育の機会や、同年代と楽しく過ごす青春時代を奪われたことで、社会での居場所が見いだせないケースが多くあります。国際法は、15歳未満に対する徴兵や敵対行為への参加を禁止しています。しかし、残念ながら、世界にはいまだ多くの「子ども兵士」がいるのです。

軍や武装グループに参加する子どもたちの理由は様々です。もちろん、強制的な徴兵や家族のもとから誘拐された子どももいます。しかし、多くの子ども兵士が「自らの意思によって」武装グループに参加する現実があります。深刻な社会の不平等や、戦争による社会の崩壊、保護者・養育者との別離、教育の機会の欠如、定まった住居がないことなどが、子どもたちが徴兵に応じる理由となります。すでに近親者が兵士となっていたり、近親者が戦死してその復讐の気持ちに駆られることも、自ら武器をとる動機となります。

子どもの徴兵は、国際法で禁じられています

子ども兵士になると、実際に戦闘に加わるだけでなく、スパイ行為を行ったり、伝達係や雑用係などを任されたりします。大人に比べて、子どもは善悪の判断が付きにくいため命令に従いやすく、危険の認識も甘い、とされているからです。薬やアルコール漬けにされて武装グループから抜けられない子どもたちもいます。少女の場合だと、家事や身の回りの世話などに加えて、性的欲求のはけ口となることもあります。

国際人道法・国際人権法は、次のような枠組みで子どもを武力紛争から保護しようとしています。

まず、1977年のジュネーブ諸条約の二つの追加議定書及び1989年の国連子どもの権利条約は、15歳未満の子どもの軍隊への採用や敵対行為への参加を禁止し、15歳以上18歳未満を採用する場合にも最年長の者を優先して採用するよう規定しています。また、このような15歳未満の子どもに対する強制的な徴兵や敵対行為への参加は、1998年の国際刑事裁判所規程上も戦争犯罪と定められています。さらに、2000年の子どもの権利条約の選択議定書は、軍及び武装グループは、いかなる状況においても、18歳未満を採用したり敵対行為へ参加させてはならない、としています。

さらに、子ども兵士の軍や武装グループとの関わりは、必ずしも戦闘への参加に限られないことから、2007年のパリ原則では、「兵士、コック、荷物の運搬役、伝達係、スパイとして又は性的目的のために利用される子ども、少年、少女を含むがこれに限らず、現在又は過去に、軍又は武装グループにいかなる形でも採用又は利用された18才未満の者」を、「軍又は武装グループに関わる子ども（CAAFAG）」と定義して、保護の対象とすることを明らかにしています。この広い意味での「子ども兵士」の数は全世界で25万人にも上ると言われています。

【表紙の写真】
ギニアと国境を接しているリベリア北東部で、銃を片手に町を歩く子ども兵士

最新情報は
公式Twitterで配信中
@ICRC_jp

ICRC

元子ども兵士の声：
殺すか殺されるか

リベリア出身の元子ども兵士は、リハビリテーション・プログラムに参加していました。

「それは2003年、11才のときだった。道を歩いていると、武器を持った見知らぬ集団と鉢合わせになったんだ。お前の友達は誰か、と聞かれた。多分僕たちが誰の味方か知りたかったんだと思う。政府だ、と答えたら殺されるから、知らない、って言ったんだ。逃げるなと言われたけど、お母さんは走り出し、僕の目の前で撃たれ、殺された。彼らは僕とお父さんを別の場所に連れて行き、僕には銃を与え、撃ち方を教えた。戦闘の最前線では、銃弾を浴びて腕に怪我をしたんだよ。対立する組織の兵士を捕まえたときには、仲間が僕に銃口を向けて、彼を殺すよう命令したんだ。もし従わなければ、その場で自分が撃たれていたと思う。だから、引き金を引かざるをえなかったんだ。他の子どもも同じような目に遭っていたよ」

「戦闘に参加したお父さんは大けがをして、兄弟姉妹は全員が殺されてしまった。僕には重傷のお父さんしかいない。紛争が終わって、子どもの保護・リハビリテーション・プログラム（CAR）の存在を知ったんだ。選んでもらえたから、すごくうれしい。いろいろと大変な経験をしてきたけど、自分の将来に希望を持てるようになったよ。良い人間になりたい。リベリアの未来も、今後また紛争が起きなければ、明るいと思う。紛争はすべてを壊してしまう。僕の家族も、少年時代もなくなってしまったようにね。もう取り戻すことなんてできないんだ」

この元子ども兵士は、リベリアの首都モンロビアにあるCARセンターで、リベリア内戦の犠牲を強いられた150人の他の子どもや若者と共に石工を学びました。このプロジェクトは、ICRCの支援のもと、リベリア赤十字社が運営しています。彼は、センターの中で最も優れた石工の実習生となりました。

CARセンターでは、10歳から18歳までの子どもを、リベリア国内の二カ所で毎年150人ずつ受け入れ、11カ月間のプログラムを提供しています。

Feun Anthony Voeten/ICRC

ICRCは子どもを守るために何をしているの？

私たちは、「軍又は武装グループに関わる子ども（CAAFAG）」の定義を採用して、実際に戦闘行為に参加していた場合だけでなく、コックや伝達係、性奴隷といった目的で軍や武装グループに関わっていた子どもも保護し、支援の手を差し伸べます。彼らが再び社会に溶け込めるよう、更生や心のケア、職業訓練などに力を注いでいます。

まずは可能な限り子どもたちを家族のもとへ帰し、家族と一緒に社会生活ができるよう手助けをします。そして、教育をあっせんし、仕事に就いて収入が得られるよう職業訓練なども実施。子どもたちが社会で安定した地位を得ることで、再び戦場に戻ることを防ぎます。
具体的には以下のような活動に注力しています。

保　護

- 負傷したり拘束された子ども兵士は、戦う力を失ったとみなされ、私たちの支援の対象となります。
- 要請があった場合には、中立の立場にある人道支援組織として、軍や武装グループに子どもの解放を働きかけます。

アフガニスタンの少年兵。子どもの保護と支援はいつの時代もICRCの最優先課題のひとつ

家族との連絡回復・再会

- 軍や武装グループから解放された子どもを登録し、家族の居場所を探します。
- 家族のもとに帰す前に、社会復帰に向けた研修を行います。
- 家族やコミュニティとも対話し、子どもの社会復帰に長期的に関わるよう働きかけます。
- 子どもが家族のもとに戻ったあとも、その後の状況を確認するために定期的に訪問し、フォローアップします。

身内に近況を知らせる「赤十字通信」と呼ばれる手紙で、遠く離れた家族に連絡を取る元子ども兵士

心と身体のケア

- 各国赤十字・赤新月社や国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）との協力のもと、元子ども兵士の心のケアや、負傷している場合には身体的なリハビリテーションを行います。
- 家族と相談のうえ、子ども一人一人に適した物資や支援を提供します。例えば学用品やビジネスを始めるための少額融資などです。

元子ども兵士の話を聞くICRC職員。子どもたちは、体験した恐怖を共有し、再び徴兵された場合の対応を学ぶことで、精神的に強くなっていく

国内法への働きかけ

- 2011年に「軍又は武装グループに関わる子どもの保護のための包括的なシステムと国内での実施に関する指針」を発表。国際人道法などに定められている子どもの保護をいかに国内で実現させるのか、具体的に提言しています。
- 18歳未満を戦闘に参加させない、徴兵しない、という原則を啓発し、政府や武装グループに対して、国際法で求められている義務を果たすよう呼びかけます。
- 武力紛争下における子どもの保護について定めた子どもの権利条約などを国内法に適用するよう働きかけます。

国際人道法の基本原則について教える「人道法の探究（EHL）プログラム」を通して、人道について学ぶペルーの子どもたち

赤十字の“行動計画”

二年に一度、赤十字国際委員会（ICRC）、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）、各国赤十字・赤新月社が一堂に会す国際赤十字代表者会議（Council of Delegates）。1995年の代表者会議では、「武力紛争下の子どもを保護するための行動計画」が決議されました。同計画は、18歳未満の武力紛争への参加や徴兵を認めず、紛争の犠牲となった子どもを保護するための取り組みを後押しするものです。

前述の三機関で構成される国際赤十字・赤新月運動は2011年、最高決議機関である赤十字国際会議（International Conference）において、紛争に巻き込まれ、犠牲を強いられている子どもの保護について話し合いました。そして、同会議で採択された国際人道法を強化するための四カ年行動計画では、子どもの徴兵の禁止や教育の提供、子ども兵士の社会復帰、少年司法の啓発について具体的な施策を採択しました。

未成年の責任能力

紛争中に罪を犯したとして訴追されても、違法に徴兵された子どもは、被害者として扱われます。少年司法と国際法に沿って彼らを処遇しなくてはならないため、各国には犯罪能力を問える最低年齢を定めることが求められています（ただし12歳以上とすること）。法に定められた年齢以下の子どもを訴追することはできません。

犯罪法や司法手続き・制度も、子どものニーズに沿った内容とすることが必要です。軍や武装グループに関わっていたときに犯した罪について、国際法や国内法に沿って訴追された場合は、公平で独立した立場にある裁判所で裁かれ、司法の保護も与えられなくてはなりません。

子どもに対する判決は、今後の更生と社会復帰を目指す内容とし、刑罰を課す場合でも終身刑や死刑宣告の言い渡しは禁止されています。

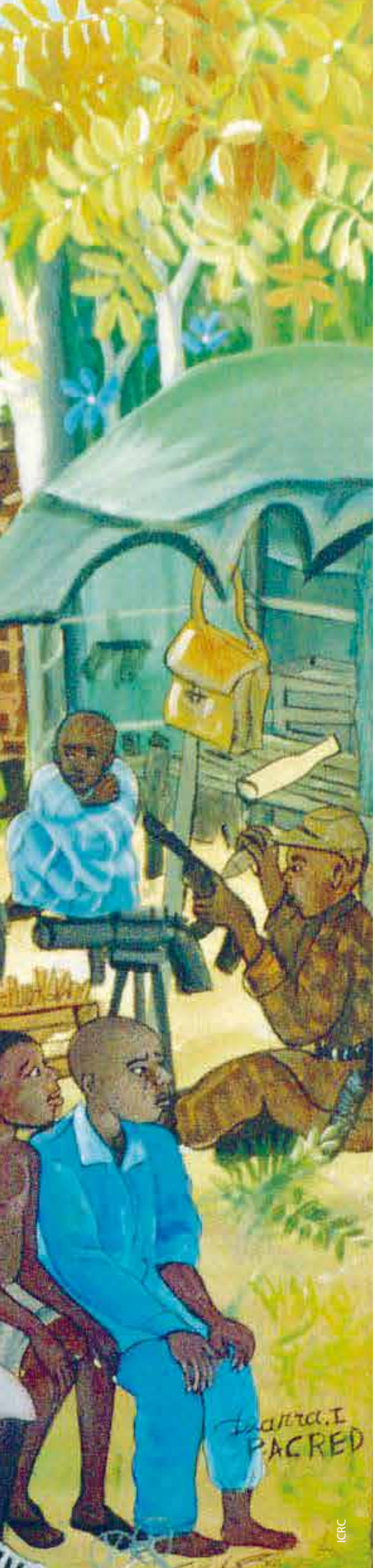

ICRC

収容所の中の子どもたち

戦闘行為に参加した疑いで、自由を奪われ拘束される子どもは、毎年、何千、何百人にものぼります。大人でもストレスがかかり危険な収容所生活。子どもがこのような状況に長いこと置かれると、彼らの将来に非常に大きな影響をもたらし、生涯にわたる傷痕を残すのは明らかです。

子どもの拘束は、他に何も手段が残されていない場合に限られるべきであり、他の選択肢がある場合は、そちらを優先します。自由を奪うのではなく、カウンセリングや教育を受けるなど、家族やコミュニティとの関わりを保ちながら子どもを更生に導く方法が望ましいとされています。

また、たとえ拘束されてもその期間は可能な限り短くなければなりません。そして、実際に拘束する際には、子どもの利益を最大限考慮した措置を施すことが求められます。年齢や身体・精神状態、成長度合い、これまでの生活状況、安全、文化、伝統などに配慮しなくてはなりません。

子どもを専門に収容する施設でも、虐待のリスクは残ります。友人や家族からの保護や助言がないなかでは、仲間の圧力によって自分の世界が支配され、言動に影響が出るからです。

私たちが収容所に拘束されている子どもを訪問するときには、次のような要件を満たすよう収容所当局に働きかけます。

- 性暴力などの虐待から保護すること。
- 法的な支援を提供すること。
- 家族と一緒の場合を除き、大人の被拘束者とは別の房に収容すること。
- 拘束が長期にわたり解放が望めない場合は、未成年に適した施設に直ちに移動させること。
- 家族と定期的に直接連絡を取れるようにすること。
- 年齢に応じた食事と入浴設備を提供し、医療支援が与えられること。
- 可能な限り、戸外で過ごす時間を毎日与えること。
- 学んだり、体を動かしたり、娯楽活動に参加できること。

アフガニスタン南部のカンダハールにある青少年収容センターでは、常時20名ほどの若者が、読書や縫い物、ボードゲームをして過ごします。彼らの中には元子ども兵士も含まれていて、日中は、授業を受け、仕立て屋から裁縫を学びます。センターの責任者は、「戦争さえなければ、子どもたちはこんな場所に来る必要がなかったはずです。戦争と貧困という苦しみのなか、彼らには選択肢がなかったのです」と話します。

“国際人道法下では?”

二カ国以上が戦争に参加する国際武力紛争下では、捕虜となった子どもは、捕虜の取り扱いについて定めたジュネーブ第三条約と第一追加議定書の適用対象となります。一国内での内乱や内戦といった非国際武力紛争においては、ジュネーブ諸条約の共通条項である第三条と第二追加議定書、国際人権法によって子どもは保護されます。戦闘行為に参加していた子どもは、あくまでも被害者であり、訴追することはできません。

戦場に連れていかれる少女たち

「武装グループにさらわれて、
最初は子守りをするように言われたの。
でも 12 歳になると、兵士としての訓練が始まって、
13 歳で初めて赤ちゃんを産みました。
そのあとで、足を二度撃たれたけれど、
弱った体を引きずって歩いて、子どもをあやし、
武器を運び、戦わなくてはなりませんでした」

8歳で誘拐されたウガンダ出身の少女

武力紛争下では、子どもたち、特に少女は様々な危険にさらされることになります。多くの場合、彼女たちの安全は、家族やコミュニティといった伝統的な制度によって守られていますが、紛争が起きると、少女を守っていた基盤が脅かされます。安全な場所を求めて家族で避難しようとしても、途中ではぐれてしまうと、武装グループの格好の標的になります。少女はさらわれ、戦うだけでなく、調理や清掃、水汲み、薪拾いなどを強制されます。

少女に残された元子ども兵士としての「痕跡」は根深く、影響は長く続きます。多くの場合、性的虐待を受けていて、HIVに感染したり、若くして妊娠・出産を経験したりしています。コミュニティに戻れたとしても、その過去が結婚の妨げになります。このページの冒頭で紹介しているウガンダの少女も、子どもを連れて村に戻りましたが、コミュニティから受入れてもらえませんでした。

それゆえ少女たちは、元兵士として登録されることを拒む傾向があり、結果として、国の武装解除・動員解除・社会復帰プログラムに参加しないため、援助する側からは「見えない」存在となって、社会復帰のための支援が受けられないことになります。

子どもの動員解除と社会復帰は、暴力によって崩壊した社会を再構築するうえでも欠かせない取り組みです。元子ども兵士を家族と再会させ、コミュニティに受け入れられるようにすることが一番重要です。そして、教育の機会を提供し、職業訓練や少額融資プロジェクトなどを通じて、収入の機会を得ること。彼女らが社会から拒絶されれば、再び戦場に戻る可能性が高くなるのです。

コンゴ民主共和国（DRC）北キブ州のゴマにある保護センターで暮らしている元子ども兵士の少女。ICRCが家族の居場所を突き止め、治療が終わり次第、母親のもとに戻る準備を進めている

P.Moore/ICRC

家族の再会支援

2008年にコンゴ民主共和国の東部で勃発した戦闘により、何百もの子どもが家族と離ればなれになりました。行方が分からなくなって六カ月後、ICRCは子どもの居場所を突き止め、叔父と叔母に彼を受け入れる意思があるか尋ねたところ、喜んで迎えたいと語りました。

「武装グループが荷物の運搬をさせるために子どもを連れていったと聞きました。帰ってきた子もいましたが、他の子たちは死んだと聞いていたのです」

「私たちはもうあきらめていたんです。この子は死んだと・・・。本当にうれしい」と叔母は喜びをあらわにしました。

コンゴ民主共和国（DRC）では、子どもが兵士に勧誘される例があとを絶ちません。私たちは、この問題の解決に向け、様々な支援を提供し、最終的に子どもたちが安心して家族のもとに戻れるよう力を注いでいます。

2015年の初めに、東部の北キブ州、南キブ州、およびオリエンタル州で、147人の少年と5人の少女が家族のもとに戻りました。152人全員が、最近まで軍や武装グループに所属していて、その多くは、コミュニティを守り、生き残る手段として、自発的に兵士となったのです。

A.Nziavake/ICRC

定住地を持たず、暴力が横行している環境に長い間身を置いていると、深刻な障がいを引き起こすような外傷や、望まない妊娠、精神的苦痛、外部からの拒絶など、多くの犠牲を強いられることになります。そして、誰もが経験すべき子ども時代を取り戻すのは、非常に困難です。

保護された152人の子どもたちは、国の慈善団体APEDE(Amis des personnes en détresse)が運営する施設に暮らします。私たちは、家族の所在を突き止めるために必要な情報を集めます。また、子どもたちには、軍や武装グループに誘われたら拒否することの大切さを教え、グループまたは一対一で数日かけて話し合います。ゲームやダンス、ディスカッションを通して、家族のもとに無事戻るためにしなくてはならないことや再び徴兵される危険性について、子どもたち自身に考えさせるのです。

家族の所在を突き止め、赤十字社のボランティアと協力して、車やバイク、自転車あるいは徒歩で、ときにはへき地まで長距離を移動します。家族の中には、子どもの言動が変わらないのではないか、彼らが犯した行為のために、家族全員がコミュニティから疎外され汚名を着せられるのではないか、と恐れて、子どもが戻ることを拒む場合もあります。

私たちは、子どもを受け入れる家族が住む村で対話の場を設け、住民たちが本音で話し合い、子どもの社会復帰に長期的に関われるよう働きかけます。子どもたちには、あらかじめ家族と相談して決めた必要品を提供します。学齢期ならノートや鉛筆などの学用品、年齢が高ければビジネスを始めるための少額融資などです。そして、子どもが戻ってきてから三カ月後、コミュニティへの復帰がどれくらい進んでいるのかを確認するために家族のもとを訪問するのです。このような多角的な支援を通して、子どもたちがコミュニティとのつながりを少しずつ取り戻せるよう、働きかけます。

R.Bekourou/ICRC

Q&A

子ども兵士とは何ですか？

子ども兵士とは、自らの意思によって、または、強要されて軍や武装グループの一員となり戦闘に参加する子どもたちを指します。

さらに、最近では、兵士として戦闘に参加する以外にも、コックや荷物の運搬役、伝達係、スパイ、性奴隷として利用されるなど、様々な役割が与えられます。現在/過去に、軍/武装グループにいかなる形でも採用/利用された18才未満を広く子ども兵士ということがあります。

子ども兵士と少年兵とは違うのでしょうか？

子ども兵士には、少年だけでなく、少女も含まれます。子ども兵士のおよそ40%は少女と言われています。戦闘に参加するだけでなく、性奴隷として扱われる場合もあり、その結果妊娠し、赤ん坊を背負いながら戦闘に参加していた少女の事例も報告されています。

子ども兵士について、国際法にはどのような規定がありますか？戦争犯罪にあたる場合もあるのですか？

1977年のジュネーブ諸条約の二つの追加議定書及び1989年の国連子どもの権利条約は、15歳未満の子どもの軍への採用や敵対行為への参加を禁止し、15歳以上18歳未満の者を採用する場合にも最年長の者を優先して採用するよう規定しています。

また、このような15歳未満の子どもに対する強制的な徴兵や敵対行為への参加は、1998年の国際刑事裁判所規程上も戦争犯罪と定められています。

さらに、2000年の子どもの権利条約の選択議定書は、軍及び武装グループは、いかなる状況においても、18歳未満を採用したり敵対行為へ参加させてはならない、としています。

子ども兵士は、どこで、どのような被害に遭っていますか？

子ども兵士の数が最も多いのはアフリカで、コンゴ民主共和国やソマリア、スーダン、南スーダンでは、現在も子ども兵士が武力紛争に参加していると言われています。その他にもアジアや中東でも子どもが戦闘に参加している事例が報告されています。

子ども兵士は、軍や武装グループに採用されて武力紛争に参加するだけでも命が危険にさらされますが、望まない暴力行為を強制されることで精神的な痛手も負います。一度戦場を経験した子ども兵士は、教育の機会や青春時代を奪われたことで、長い間、肉体的・精神的苦しみにさいなまれ、社会での居場所が見いだせないケースも多いのです。

ICRCは、子ども兵士の問題にどのように取り組んでいますか？

私たちは、かつて兵士だった子どもが再び社会に溶け込めるよう、更生や心のケア、職業訓練などに重点を置いて活動しています。まずは可能な限り子どもたちを家族のもとへ帰し、家族と一緒に社会生活ができるよう手助けをします。そして、教育をあっせんし、仕事に就いて収入が得られるよう職業訓練なども施します。子どもたちが社会で安定した地位を得ることで、再び戦場に戻ることを防ぎます。

赤十字パートナーは子ども兵士の問題についてどのように連携しているのですか？

私たちは、世界中のどこにおいても、可能な限り各国赤十字・赤新月社をはじめとした国際赤十字・赤新月運動のパートナーと連携しています。

子どもが軍や武装グループに徴兵される危険性は、生活環境を整え、安定させることで、防ぐことができます。そのため、予防策として、保護者や養育者と離ればなれとなっている場合など、社会的に弱い立場に置かれている子どもたちの支援に力を入れています。

また、一度戦闘行為に参加していた子どもに対しては、家族のもとに帰し、長い間閉ざされていた子ども時代を取り戻し、恐れることなく未来に進めるよう手を差し伸べています。

日本における取り組み “ MANGA×ひとのチカラ ”

2015年10月1日（木）発売
学研プラス（旧学研パブリッシング）より
全国書店にて

ジャーナルコミック『14歳の兵士 ザザ』

日本と世界は今、望む望まないにかかわらず、戦争という現実に目を向け、命の尊さや平和について改めて考え、議論することを必要とされています。多くの人の人生を翻弄する戦争の恐ろしさと虚しさを認識し、憎悪の連鎖を断ち切って次世代にバトンを渡す役割を担うことが、今の時代を生きる私たちの責任でもあります。

日本が世界に誇るソフトパワーであるマンガを通じて、戦争や紛争の最前線で生きる人たちや、戦いの負の遺産に苦しめられている人たちに光を当て、彼らの日常と生きる力、希望や勇気を伝えます。

人道の敵は、武器を持って戦う人ではなく、世間の無関心や想像力の欠如、とも言われています。マンガの主人公の目線で語られる「ジャーナルコミック」を通して、「紛争地に生きること」「平和な日本に生きること」が何を意味するのか、心に訴えかけます。

地球の片隅で必死に生き抜こうとしている人たちに思いを馳せ、彼らの苦しみを少しでも和らげるためにどうしたらいいのか、私たちと一緒に考えてもらいたいと願っています。

ストーリー

アフリカ・コンゴ民主共和国で、貧しいながらも幸せな日々を送っていた14歳の少年、ザザ。

村が襲撃にあい、一瞬にして家族や家、すべてを失った事で復讐の鬼と化し、武装グループの兵士となります。戦闘員としての腕をあげ、瞬く間にリーダー格になったザザはある日、母親が肌身離さず持っていた笛を手に話しかけてくる日本人、神田と出会い・・・。

MANGA × ひとのチカラ ウェブサイト
http://mangaxhitonochikara.jp/

赤十字国際委員会 駐日事務所
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-13-1　虎ノ門 40MT ビル 6 階
TEL：03-6459-0750 ／ FAX：03-6459-0751
ICRC
ICRC駐日事務所　検索

2015.0185/209 10.2015 3,000